

令和3年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
令和3年3月3日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年3月3日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年3月3日 午後2時16分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 次長	長 浦 良	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	福祉人権課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和3年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月3日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第6 議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第7 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第5号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例
- 日程第16 議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例
- 日程第18 議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 日程第19 議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 日程第21 議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第22 議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第22号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第35 議案第32号 地方独立行政法人くらて病院 第3期中期計画

令和3年3月3日（第1日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和3年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております専決処分の報告、古月保育所大規模改修工事請負契約の変更。専決処分の報告、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業鞍手町立小中学校情報通信ネットワークシステム構築業務の請負契約の変更。専決処分の報告、鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事第31工区、第32工区請負契約の変更及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書、並びに定期監査結果報告書をお手元に配付していますので、ご確認ください。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、お手元に配付しています。陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において10番議員 許斐英幸議員及び11番議員 西藤典子議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日から3月18日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

令和3年第2回鞍手町議会定例会の開催にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと、主要施策の概要について、令和2年度の取組を振り返りながら、令和3年度の施政方針を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。まず初めに、新型コロナウイルス感染症が発生し、感染拡大する中、国民の命と健康を守るため、昼夜を問わずご尽力いただいております医療従事者の皆様や、介護福祉関係の皆様方に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。新型コロナウイルスは、昨年1月にWHO世界保健機構が新種のウイルスとしての特定を行いました。その後、世界的規模で急速に拡大し、日本国内においても、同月、新型コロナウイルス感染症が確認されました。国は、感染拡大防止策として、大規模なイベントの延期や中止、全国一斉の小中学校及び高等学校等の臨時休業などを要請し、3月には東京オリンピックパラリンピック競技大会の開

催を1年後に延期することを決定しました。さらに、昨年4月7日と本年1月7日に緊急事態宣言を発令し、感染拡大防止策として、不要不急の外出自粛や、飲食店等への休業などを要請しました。本町におきましても、小中学校の卒業式や入学式において、参列者の制限や規模の縮小、あるいは式典自体の見送りなど、児童生徒はもちろんのこと、ご家族の皆様にとりましても大切な思い出となる行事を行うことができませんでした。昨年の3月議会において、施政方針を述べさせていただき、令和2年度当初予算をご承認していただきましたが、コロナ禍で多くの事業や行事が中止または延期せざるを得ない事態となり、町民の皆様におかれましては、ご不便とご心配をおかけした1年ではなかったかと思えます。緊急事態宣言を受けて、感染拡大防止対策を講じていく中で、町内企業様や各種団体様より不足するマスクやフェイスシールド及び消毒液など、感染予防のための物品をご寄附いただき、ご支援いただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げますとともに、町民相互で助け合う温かい心を感じることができた1年でもありました。さらに、議員の皆様におかれましても、感染拡大への対策には最急な対応が求められる状況であったことから、補正予算等の決定におきましては、専決処分をはじめ、臨時会の開催などに対しまして、ご理解とご協力を賜りましたことに改めて感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の終息に向けてあらゆる取組が行われる中で、日本においてもようやくワクチン接種がスタートすることとなりました。本町におきましても、現時点での国からの情報では、今月下旬より、医療従事者等へのワクチン接種が開始できる予定であります。町民の皆様方につきましても、65歳以上の方々から、4月中旬よりくらはて病院を含む6か所の医療機関でワクチン接種が行えるよう、接種券の配送準備を進めております。さらに、国においては、本年1月28日に、令和2年度第三次補正予算が成立し、新たな感染予防対策等の財源が措置されました。本町におきましても、この財源等を活用し、さらなる感染拡大防止対策等の準備を進めており、新年度早々に臨時会を開催していただき、引き続き感染予防対策等に取り組んでまいりたいと考えております。今後も国及び県の動向を注視しながら、感染拡大防止、そして新型コロナウイルス感染症の終息に向けて努めてまいります。

それでは、次に、令和3年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、ゼロカーボンシティ宣言についてです。近年、世界各地で猛暑や豪雨被害など、地球温暖化が要因と見られる大規模災害が多発しており、今後も干ばつや海面上昇、農業生産や水資源への影響など、もはや気候危機というべき深刻な状況にあります。我が国においても例外ではなく、これまで経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では、産業革命以前と比較して、世界の平均気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有されました。その後、2018年に公表されたIPCC国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告では、気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂、二酸化炭素の実質排出量

をゼロにすることが必要とされています。鞍手町では、将来に亘って町民が豊かな自然の中で、生きる喜びを感じ、健康で安心して暮らすことができる環境を、次世代に引き継ぐため、町民や事業者の皆様と共同で地球温暖化対策を積極的に推進し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて、継続して取り組むことを本日この場をお借りして宣言させていただくことといたしました。宣言書の写しについては、末尾に添付させていただいておりますが、令和3年度以降は、この宣言を踏まえ、二酸化炭素排出実質ゼロを目指し推進してまいりたいと考えています。

次に、副町長の選任についてでございます。

町長就任以後、副町長の選任につきましては、2度に亘り一般質問をいただけてきました。その際、答弁いたしましたように、就任をお願いした方の諸般の事情により、お受けしていただくことはできませんでした。その後も人選を行っておりましたが、福岡県内の自治体において、副町村長を県職員より派遣をお願いしている組長様よりその効果などを伺う機会がありました。本町において、福岡県職員より、副町長を派遣していただくことは、今まで経験のないことであり、本町にとって、叶うかどうか熟慮に熟慮を重ねた結果、副町長を派遣していただくことが、本町にとって必要であり有益であると考え、このたび福岡県知事及び福岡県議会のご理解とご協力を賜り、福岡県職員を派遣していただくこととなりました。なお、福岡県職員全体の人事異動との関係もあり、副町長選任議案につきましては、本定例会の最終日に追加提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に小学校の統合に向けた在り方検討委員会の設置についてです。

ご承知のとおり、町立中学校については、平成27年度に南北中学校を統合し、鞍手中学校を開校しましたが、中学校の統合を協議する際、町内の6小学校については、中学校統合後に議論することとされておりました。また、その後近隣市町において、小学校等の統合や小中一貫校の再編が進む中で、メリットデメリットを見極めながら、検討していくとされておりました。中学校統合から6年が経過しようとしており、町内6小学校についても、統合の在り方について議論を交わす時期に来ているのではないかと判断しました。この判断につきましては、教育委員の皆様のご考えと一致したところでございます。鞍手町の未来を担う子供たちにとりまして、充実した教育環境を整備してまいりたいと考えております。

次に、私が掲げております鞍手町の未来を拓く八つの約束を踏まえながら、令和3年度に向けた取組みについて述べさせていただきます。

まず一つ目に、喫緊の課題を解決するとして、地方独立行政法人くらて病院と、役場庁舎等の移転新築についてです。くらて病院については、昨年3月から病院本体の建設工事が始まりました。新型コロナウイルス感染症の発生等により、厳しい経営状況になっておりますが、本年8月の工事完了移転期間を経て、10月の開院を目指し建設工事も最終段階を迎えております。先ほども申し上げましたが、コロナ禍で医療従事者は大変厳しい環境

に置かれているにも関わらず町民と周辺住民の生命と健康を守り続けるため、日夜活躍されており、敬服いたします。昨年12月の定例会に、くらて病院の第3期中期目標を提案し、議員皆様のご承認を得て策定いたしました。本定例会には、その中期目標を達成するための第3期中期計画案をくらて病院より提出を受け、議員の皆様にお諮りすることとしております。くらて病院は、町民はもちろんのこと、周辺地域住民の中核病院として重要な役割を果たしていくことが期待されています。今後も設立団体の長として、1日も早い新病院の完成を望むところです。また本年3月31日に任期を迎えるくらて病院の理事長職につきましては、これまでくらて病院の再建にご尽力いただきました河野公敏氏に引き続き、病院の運営と健全経営を担っていただきたいと考え、再任をお願いし承諾いただいていることをこの場でご報告させていただきます。

次に、役場庁舎等建設事業についてです。

役場庁舎等の移転建替につきましても、移転場所や役場機能等について、議員の皆様からご意見をいただき、基本計画の改定を行いながら取り組んでまいりました。そして、令和2年9月より設計業務に着手し、基本設計が今月25日までに完成する予定であり、引き続き実施設計に着手することとなります。この実施設計業務と並行して行われる建設地の既存施設の解体と造成に着手するための関連予算を新年度予算に計上しております。また策定した基本設計を基に、新年度早々にも住民説明会を開催し、庁舎等建設事業の取組みについて説明責任を果たしてまいります。

次に2つ目は、公平公正で町民に開かれた町政の推進です。

予算の仕組みや執行状況については、十分な説明が必要であると考え、平成31年度（令和元年度）令和2年度と一般的な家庭をモデルにして、子供たちにもわかりやすく親しめるようにした冊子、「なるほど納得町の予算」を作成し、町民の方々に配布いたしました。令和3年度もこの冊子を作成し、町民に開かれた町政の推進を図ってまいります。またこれまで公平公正で町民に開かれた町政を掲げ、様々な情報の提供を積極的に行ってまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の発生により、感染拡大防止策の取組みや、不幸にも感染された方々に関する情報発信については、正しい情報をできるだけ早くお伝えすることが重要であります。何よりもその発信する情報は、人権に配慮されたものでなければならないということを痛感いたしました。私は町民皆様が主役となり、町民皆様に対して、行政としての説明責任を果たしていくべきだということを申し上げてまいりましたが、様々な情報において、人権を尊重した上で、公平公正で町民に開かれた町政の推進を引き続き行ってまいります。

3つ目は、教育、伝統文化、芸術を通して心豊かな暮らしの実現です。新型コロナウイルス感染症の発生により、本年度当初から児童生徒の皆さんには不自由な環境での学習をお願いしております。所信表明で、少子化が進み、人口減少が見込まれる中で、次の鞍手町を担う子供たちに、様々な分野で充実した教育環境を提供することが私たちの役目だと申し上げました。令和元年度、全ての小学校普通教室を中心に空調設備を整備し、中

学校においては部活動の外部指導員の導入に向け体制の整備を図ってまいりました。現在、国のGIGAスクール構想に基づき、小中学校の児童生徒に、1人1台のパソコン端末の導入と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を図り、AIやICT化に対応できる教育を推進しております。また、今後新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのリモート事業の実現に向けて、本町の子供たちに安全で充実した教育環境を提供するため、引き続き整備に努めてまいります。また、生涯学習や芸術文化の推進については、拠点となる中央公民館の大規模改修を行っております。令和元年度には、これまでのレンガ色のタイルが多数剥がれ落ちた外観から新築のような装いとなり、落ちついた趣のある外観となっております。さらに、令和2年度には、トイレの下水道接続を含む大規模改修を行い、快適な学習環境となるよう整備を行っております。令和3年度以降も生涯学習などの拠点としてさらなる機能の充実を図るよう、庁舎等建設事業とあわせて、引き続き中央公民館内部の改修や周辺の整備に取り組むこととしております。

4つ目は、安全安心な暮らしを育むまちづくりです。令和2年度から安全安心な暮らしを育むまちづくりを推進するため、安全安心なまちづくりに特化した部署として、総務課に新たに安全安心係を設置いたしました。近年の異常気象による台風や豪雨、あるいは頻繁に起こる地震などの自然災害は時と場所を選ばず、私たちの生活を脅かしています。時に、昨年の台風10号は、過去に例のない最大級の台風に発達し、日本列島に向けて北上しました。幸いにも進路がそれ本町に大きな災害は発生しませんでした。コロナ禍での初めての避難所設営となり、新型コロナウイルス感染症拡大防止には細心の注意を払ってまいりました。各避難所設営には感染症拡大防止のための地方創生臨時交付金を活用し、3密を避けるための備品や消耗品を準備することができ、避難者の方々からは感謝の言葉をいただきました。また本年度は、防災行政用無線機を新たに4基増設し、住民の方々に防災情報や避難情報の提供充実に努めてまいりました。令和3年度も本町に襲いかかる災害を常に想定して対策を講じておかなければなりません。防災情報については、これまでの防災行政用無線等に加え、デジタルデータ放送技術を活用し、本町独自の防災情報を始め、各分野の情報を発信する方法の国の第3次補正予算を活用して導入することを予定し、現在調整しております。さらに、本年度からスタートしております第5次総合計画後期基本計画の中に新たに第5章として鞍手町国土強靱化地域計画を追加しております。国の国土強靱化計画、そして福岡県の地域強靱化計画と調和しながら、万が一の事態、災害に備え準備を進めてまいります。今後も町民の皆様が安全安心に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

5つ目は、高齢者や障がい者が生き生きと元気で暮らせるまちです。私は常々、健康寿命を延ばすことがとても重要であると申し上げております。いくつになっても、また障がいがある方も元気で生き生きと生活できることが重要であると思っております。高齢者障がい者の福祉につきましては、第5次鞍手町総合計画工事基本計画において、高齢者が住みなれた地域で暮らせる環境の整備や、障がい者がともに暮らせる地域づくりを目標

に掲げ、事業を推進してまいります。また、第8期鞍手町高齢者保健福祉計画、及び第3次鞍手町障がい者計画、第6期鞍手町障がい福祉計画、第2期鞍手町障がい児福祉計画を策定し、地域包括ケアシステムの推進や、障がい者機関相談支援センター等の関係機関と連携を図りながら、各種福祉サービスの提供に取り組んでまいります。

6つ目は、商工業の振興です。

私は個性ある小規模小売店の集積化を図り、個性あふれた魅力的なまちづくりを進めていきたいと申し上げました。現在新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、地域の経済は、本町のみならず、全国的に大きな打撃を受けております。地域経済の再生には、地域の元気を支える中小企業活性化が不可欠であることから、令和2年度は、地方創生臨時交付金を活用し、中小企業への様々な支援策や、プレミアムつき地域振興券事業などを実施してまいりました。令和3年度においても、第3次臨時交付金を活用した中小企業支援策を実施するとともに、創業支援や商品化開発支援など、鞍手町中小企業活性化計画に基づく事業を継続し、地域経済の活性化を図っていきたいと考えております。また、様々な再生可能エネルギーを活用した発電事業を推進し、発電した電力を地元鞍手町で消費する電力の地産地消に、取り組んでいきたいと申し上げておりました。この分野については、新庁舎における太陽光発電の余剰電力を活用する仕組みを検討しております。令和3年度以降も引き続き、電力の地産地消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

7つ目は、農業の振興です。

鞍手町の農業の特産物には、米をはじめ、らー麦や大豆、果樹ではブドウ、野菜ではイチゴなどがあり、これらをさらにPRしていくことが重要と考えています。これに加え、新たな商品の開発が不可欠であると考え、生産者とともに先進地視察にも行ってまいりました。さらに、これまで課題となっている農業従事者の高齢化や、後継者不足を打開するために、今後もスマート農業の普及に取り組んでまいります。令和3年度も引き続き、新規就農者を含めた農業の支援に向けた各種事業を実施し、農業の振興に取り組んでいきたいと考えています。

8つ目は誇れる鞍手のまちづくりです。

町長就任時から、町民の皆様とともに、誇れるまちにしていきたいと申し上げてきました。鞍手町は、歴史的に貴重な文化財や、全国的にも珍しい生物などが生息する自然豊かで、伝統文化があふれた町です。それに加え、駅や高速道路、インターチェンジなどの交通インフラが整っております。さらに秋には新しくくらはて病院が完成します。庁舎等建設事業につきましても、令和5年度中の完成を目指し、全力で取り組んでいるところです。今後も近隣にない住環境と利便性を備えた安全安心のまちづくりを進めてまいります。

以上これまでの取組を振り返りながら、令和3年度の施政方針を述べさせていただきました。私の鞍手町の未来をひらく8つの約束の達成度は、まだ道半ばではありますが、この約束を職員と一丸となって全力で取り組んでいくことで、小さくても心豊かで、幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てるまちを実現してまいる決意でございます。どうか議員

の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の令和3年度に向けた施政方針といたします。

○議長 星 正彦君

以上で、町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2点につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。現鞍手町固定資産評価審査委員であります、土橋幸夫氏及び黒瀬博樹氏

の任期が令和3年3月15日で満了することに伴い、再度両氏を選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。任期は令和3年3月16日から令和6年3月15日までの3年間であります。なお、両氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。以上が日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから、質疑を行います。

議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号及び議案第3号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第2号及び議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第2号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第3号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第2号は同意することに決定しました。

次に、議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第3号は同意することに決定しました。

次に、日程第7 議案第4号から日程第14 議案第11号までの8件を一括して議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第7 議案第4号から、日程第14 議案第11号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第4号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。本議案は、鞍手町立小学校の統合に向けた在り方検討委員会を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8 議案第5号は、鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。本議案は副町長の選任について、福岡県による職員の派遣を受けることに伴い、期末手当の算定の基礎となる在職期間を通算するため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第6号は、鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例です。本議案は副町長の選任について福岡県による職員の派遣を受けることに伴い、退職手当の算定の基礎となる勤続期間を通算するため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第10 議案第7号は、鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症対策に従事した国家公務員に係る防疫等作業手当に関する規定が追加されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第8号は、鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例であります。本議案は地方財政法第4条の3第1項、第4条の4及び第7条第1項の規定により、財政の健全な運営を図るため、財政調整基金の運営を明確にする必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第12 議案第9号は鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。本議案は新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第13 議案第10号は、鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、道路構造令が改正されたことにより、歩行者利便増進道路の指定制度などの新しい制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第14 議案第11号は、鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、鞍手総合プールを廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上が日程第7 議案第4号から、日程第14 議案第11号までの提案説明であり

ます。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。次に、日程第15 議案第12号から、日程第20 議案第17号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第15 議案第12号から、日程第20 議案第17号までの6件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第12号は、鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例であります。本議案は鞍手町に居住する日雇労働被保険者のうち、遠隔地払の取扱いを受ける被保険者に支払われる保険金の立替えを行うことにより、これら被保険者の便益を図るとともに、遠隔地払事務を円滑に行うため基金を設置してきましたが、当該基金の積立目的を失っているため、条例を廃止するものであります。

次に、日程第16 議案第13号は、鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例であります。本議案は、鞍手町が管理する道路と、日本道路公団が管理する道路の区域が重複する部分の横断構造物内照明設備の維持管理を円滑かつ効率的に行うため、引当基金を設置していましたが、当該基金の積立目的を失っているため、条例を廃止するものであります。

次に、日程第17 議案第14号は、鞍手町ふるさとづくり事業引基金条例を廃止する条例であります。本議案は鞍手町の歴史、文化、伝統、産業等を活かし、個性的で魅力ある地域づくりを積極的に推進するため、基金を設置していましたが、当該基金の積立目的を失っているため、条例を廃止するものであります。

次に、日程第18 議案第15号は、鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例であります。本議案は高齢化社会の到来に備え、鞍手町における高齢者保健福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図るために要する経費を措置するため、基金を設置していましたが、当該基金の積立目的を失っているため、条例を廃止するものであります。

次に、日程第19 議案第16号は、鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例であります。本議案は、公用もしくは公共に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地を、あらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、基金を設置していましたが、当該基金の積立目的を失っているため、条例を廃止するものであります。

次に、日程第20 議案第17号は、鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例であります。本議案は、中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮するための集落共同活動の強化に対する支援事業を行うため、基金を設置していましたが、該当基金の積立目的を失っているため、条例を廃止す

るものであります。

以上が日程第15 議案第12号から、日程第20 議案第17号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第21 議案第18号から、日程第25 議案第22号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第21 議案第18号から、日程第25 議案第22号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第21 議案第18号は令和2年度鞍手町一般会計補正予算第9号であります。本補正予算は、歳出においては、2款 総務費において、今年度、依願退職の申出があった2名分について退職手当を追加しております。同じく総務費において、コミュニティバス等路線運行維持費及び民間路線バス運行維持費については、運送収入の減収に伴い、運行維持費に不足が見込まれるため増額しております。

6款 農林水産業費ではスマート農業推進強化事業の追加要望事業が採択されたため、予算計上しております。なお3款 民生費、8款 土木費、10款 教育費において、過疎対策事業債の充当を予定した工事費などについて、大幅に減額しています。これは令和2年度の過疎対策事業債の国からの配分額が当初の要望から大幅に減額されたため、事業内容の縮小などを行ったことによるものです。

一方歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予等により減収が見込まれることから、1款 町税の減額を行う一方で、各補助事業の実績見込みなどにより、国県支出金などについて所要の補正を行っております。また町債においては新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる一部の税目について、基準財政収入額を基準とした額と決算額の差額を補てんする減収補填債について予算計上しています。そしてこれらの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ2億4,187万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ101億8,858万4千円としております。

次に、日程第22 議案第19号は令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。本補正予算は、保険給付費、保健事業費の減額に伴い、県支出金などの収入の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ1,195万8千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億103万7千円としております。

次に、日程第23 議案第20号は令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入及び保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い、広域連合納付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ325

万5千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,105万2千円としております。

次に、日程第24 議案第21号は令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は現時点での事業に伴う不用額等を調整し、歳入歳出それぞれ8,862万6千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億8,816万5千円としております。

次に、日程第25 議案第22号は令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)であります。本補正予算は、定期預金の利子と一般会計繰入金 の確定に伴い、歳入歳出それぞれ65万7千円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,153万6千円としております。

以上が日程第21 議案第18号から日程第25 議案第22号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第26 議案第23号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第26 議案第23号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第26 議案第23号は、令和3年度鞍手町一般会計予算であります。はじめに、令和3年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成に係る背景に触れながら方針を述べさせていただきます。国の予算等の状況を申し上げますと、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期するとともに、将来を切り開くため、中期的な課題を見据え、着実に対応を進めていくこと、またデジタル社会、グリーン社会の実現や、全世代型社会保障の構築など、中期的な課題にも対応する予算編成とされております。これらの方針により編成された国の一般会計予算総額は106兆6,097億円、前年度に比べ3兆9,517億円、率にして3.8%増で、本国会に提案されております。また令和3年度の地方財政計画では、地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税の総額は17兆4,385億円となり、前年度と比較し、8,503億円、率にして5.1%増となっております。一方新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、地方税収入の大幅な減少などが見込まれることにより、赤字地方債である臨時財政対策債の発行可能額は5兆4,796億円となり、前年度と比較して2兆3,399億円、率にして74.5%増となっております。このような状況を踏まえ、鞍手町としても、依然として厳しい財政状況にある中、役場庁舎等建設に伴う建設費の造成、解体工事に着手するなど、事業がより本格化してきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収等の大幅な減収が見込まれる中においても、行政サービスが安定的に提供できるよう、必要性、妥当性、優先度、費用対効果などを多角的

に検証するとともに、新たな視点や柔軟な発想により、経費の削減に努め、各世代にわたり社会保障の充実を図るなど、選択と集中を行いながら、令和3年度予算編成をしました。なお、国の令和2年度補正予算第3号において増額された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、本町に約1億3千万円が追加配分されましたが、一部の事業を除き、その大半は令和3年度当初予算には盛り込んでおりません。現在予算化に向けて編成作業を進めておりますので、後日、補正予算という形でご提案させていただきたいと考えております。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。まず、令和3年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,861万7千円であります。前年度と比較して6,844万9千円、率にして0.8%の減額となっております。予算総額については、令和2年度当初予算から、令和3年度当初予算において、大きな増減はなく、前年度と同程度の予算規模となっております。なお、令和2年4月1日施行の地方自治法施行規則の一部を改正する省令により、歳出の節体系から7節賃金を削り、以降の番号を繰り上げる対応が必要となり、本町においては、財務システムの都合上、令和3年度予算から節番号の繰上げを行っております。

それでは、歳出から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。

1款 議会費では前年度と比較して2,957千円減額となる9,450万5千円を計上しております。

次に、2款 総務費では、庁舎等建設費において、役場庁舎等の建替えに伴う関連予算6億2,188万8千円を計上しております。また永年保存している紙媒体の公文書のデジタル化について、前年度から継続して実施するために、公文書デジタル化推進事業費8,577万3千円を計上するほか、マイナンバーカード普及をさらに促進するため、個人番号カード普及事業費4,757万7千円を計上しております。さらに令和元年度から発行しているわかりやすい予算説明書発行費1,500万円や、老朽危険家屋等解体補助金3,500万円を計上しております。これらの要因により2款 総務費全体では、前年度と比較して5億2,486万2千円増額となる、16億1,222万6千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、私立保育所費において、鞍手あゆみ保育園が認定こども園に移行することに伴い、前年度と比較して、1億4,586万7千円減額となる9,768万円を計上する一方で、新たな事業として、認定こども園費で1億1,929万5千円を計上しています。また重度障がい者医療対策費、子供医療対策費、ひとり親家庭等医療対策費においては、過去の医療費の伸び率などを見込んで、前年度と比較して減額した予算を計上しております。さらには前年度に古月保育所の大規模改修事業費で3億4千万円を計上していましたが、事業完了により予算を大幅に減額しています。これらの要因により、3款 民生費全体では、前年度と比較して3億1,341万2千円減額となる27億1,265万7千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症PCR検査と業務委託料600万円を、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で9,386万7千円を計上しております。また下水道事業の地方公営企業化に伴い、小型浄水槽整備事業費の関連予算を、上下水道課から農政環境課へ移管し、1,030万8千円を計上しております。さらには、くらて病院への運営費負担金においては、新病院建設に係る医師の交付税算入額が増加することに伴い、792万3千円の増額となる2億8,052万円を計上しております。これらの要因により4款 衛生費全体では、前年度と比較して1億1,045万円増額となる9億5,355万4千円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費では、新規事業として、防災重点農業用ため池緊急整備事業費1,950万円を計上しております。これは近年自然災害が激甚化、頻発化する中、ため池などの決壊等により人家や公共施設及び農地へ被害が発生していることから、農業用ため池などの防災対策を図るもので、令和3年度は、町内のため池17箇所の劣化調査に係る関連予算を計上しています。また、森林整備促進事業費においては、森林環境譲与税を財源として、森林の間伐、木材利用の促進や、普及啓発等を図るため、関連予算として247万1千円を計上しております。これらの要因により、6款 農林水産業費全体では、前年度と比較して4,508万8千円増額となる2億3,793万7千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、商工振興費において、鞍手町商工会事業費補助金を減額し、予算計上しておりますが、これは地域振興券発行に係る関連予算を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、令和3年度補正予算で予算措置することを検討しているため、当初予算への計上を見送ったことによるものです。また、鞍手町中小企業活性化計画に基づく中小企業の総合的な支援を図るための関連予算415万1千円を計上しております。これらの要因により7款 商工費全体では、前年度と比較して、1,303万2千円減額となる2,712万6千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、前年度に引き続き、くらて病院移転地周辺道路改良事業費において、6,583万円を計上するとともに、西川改修事業費において、岩ヶ鼻橋架替えに伴う県への負担金として3,150万円を計上しております。また下水道事業の地方公営企業化に伴い、前年度までに繰出金として予算措置していた額を全額減額する一方で、地方公営企業法を適用する公営企業に対する補助金及び出資金として2億5,473万7千円を計上しています。これらの要因により8款 土木費全体では、前年度と比較して1億8,400万3千円減額となる6億352万2千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、常備消防費において、直方鞍手広域消防事務組合への負担金として2億4,263万3千円を計上しております。これらの要因により、9款 消防費全体では、前年度と比較して5,422万6千円の減額となる2億7,277万9

千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、小学校費及び中学校費において、児童生徒1人1台端末の保守点検等委託料を新たに計上しております。また、役場庁舎等建設の関連事業である歴史民俗博物館別館建設事業費においては、設計測量委託料等5,066万3千円を計上しております。これらの要因により、10款 教育費全体では、前年度と比較して1億6,549万5千円の減額となる6億7,269万7千円を計上しております。

次に、12款 公債費においては、前年度と比較して、1,612万4千円の減額となる9億3,900万2千円を計上しております。なお、下水道の地方公営企業化に伴い、下水道事業に係る過疎対策事業債の未償還額は、令和3年度から、下水道事業会計に移管しております。

以上が令和3年度の一般会計、歳出予算の概要であります。一方、これに対する歳入につきましては、国が示す地方財政計画や財政見通しに基づき見込んでおりますが、特に令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、地方税収入の大幅な減少が見込まれ、厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成になっております。それでは歳入の主なものについて説明いたします。

1款 町税では、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度と比較して、個人町民税の現年課税分で2,384万円の減額を、法人町民税の現年課税分で5千万円の減額を見込んでおります。また、固定資産税の現年課税分では、2,163万7千円の減額を見込んでいる一方で、滞納繰越分では前年度に徴収猶予している分などの影響により、2,040万1千円の増額を見込んでいます。これらの要因により、1款 町税全体では前年度と比較して7,515万円減額となる17億9,017万6千円を計上しております。

次に、2款 地方譲与税においては、前年度と比較して200万円減額となる6,447万円を計上しております。

次に、7款 地方消費税交付金においては、前年度と比較して700万円減額の3億3,300万円を計上しております。

次に、10款 地方特別交付金においては、前年度と比較して2,051万7千円増額となる3,441万7千円を計上しておりますが、このうち新たに創設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の減免に伴う減収額の全額を国費で補填されるものであり、1,741万7千円を計上しております。

次に、11款 地方交付税は前年度と比較して1千万円の減額となる23億8千万円を計上しております。このうち普通交付税においては、地方財政計画の歳出側に新たに創設された地域デジタル社会推進費や過疎対策事業債の交付税算入額の増加など、普通交付税が増加する要因もありますが、令和2年10月の国勢調査の人口が反映されることなどの減少要因もあるため、前年度と比較して1千万円の減額となる20億

8千万円を計上しております。

次に、13款 分担金及び負担金では、前年度と比較して1,454万1千円減額となる2,788万4千円を計上しておりますが、減額した主な要因は、鞍手あゆみ保育園が認定こども園に移行することに伴い、私立保育所利用者負担金が減少したことによるものです。

次に、18款 寄附金においては前年度と同額となる5,000万1千円を計上しております。

次に、22款 町債においては、前年度と比較して3億4,410万円減額となる7億8,560万円を計上しております。このうち、臨時財政対策債は、地方税収の大幅な減収に伴う財源不足に対処するため、前年度と比較して1億2千万円増額となる3億2千万円を見込んでおります。また、過疎対策事業債においては、新過疎法の成立後に、過疎地域指定団体が決定されるため、過疎対策事業債は廃目としております。そしてこれら歳入要因を充てても、不足する財源3億830万6千円を、19款 繰入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調製しております。

以上が日程第26 議案第23号 令和3年度一般会計予算の歳入歳出予算の概要であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第27 議案第24号から日程第34 議案第31号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第27 議案第24号から日程第34 議案第31号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第27 議案第24号は、令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。本予算は、保険給付費の療養諸費、国民健康保険事業費納付金の減額、保険給付の高額療養費の増額等に伴い、県支出金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ17億9,680万5千円としております。

次に、日程第28 議案第25号は、令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。本予算は、後期高齢者医療保険料収入の減額と、保険基盤安定繰入金の増額により、後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億8,288万2千円としております。

次に、日程第29 議案第26号は、令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。本予算は住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予

算総額を歳入歳出それぞれ83万円としております。

次に、日程第30 議案第27号は、令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。本予算は、町内11個所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ8,734万9千円としております。

次に、日程第31 議案第28号は、令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。本予算は谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ1,229万7千円としております。

次に、日程第32 議案第29号は、令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。本予算は病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ3億5,929万2千円としております。

次に、日程第33 議案第30号は、令和3年度鞍手町水道事業会計予算であります。本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億4,830万9千円に対し、水道事業費用3億4,126万8千円で、差引704万1千円の黒字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入3,738万6千円に対し、資本的支出1億4,148万6千円で、差引1億410万円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

次に、日程第34 議案第31号は、令和3年度鞍手町下水道事業会計予算であります。本予算は生活環境の向上及び公共用水域の改善に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、下水道事業収益4億834万7千円に対し、下水道事業費用4億1,850万5千円で、差引1,015万8千円の赤字予算を計上しております。次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入5億4,387万7千円に対し、資本的支出6億4,675万2千円で、差引1億287万5千円の不足となりますが、不足額につきましては、引継金547万6千円と、当年度分損益勘定留保資金9,739万9千円から補填することにしております。

以上が日程第27 議案第24号から日程第34 議案第31号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第35 議案第32号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第35 議案第32号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第35 議案第32号は、地方独立行政法人くらはて病院第3期中期計画であります。令和2年12月定例会におきまして議決していただきました地方独立行政法人くらはて病院の第3期中期目標を達成するため、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、同法人において作成された令和3年度から4年間の第3期中期計画を認可するため、同法第83条第3項の規定に基づき、提案させていただくものであります。なお、本中期計画を提案するにあたり地方独立行政法人くらはて病院評価委員会の意見申述を受けております。

以上が、日程第35 議案第32号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日4日から7日までの4日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、明日4日から7日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時16分